

令和4年12月21日

令和4年度第9回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

令和4年度第9回教育委員会定例会会議録

日時 令和4年12月21日（水）

14時00分～15時50分

場所 教育委員会室

出席者

東條 教 育 長
島津 委 員
原之園 委 員
堀江 委 員
馬場 委 員
桶谷 委 員

（事務局職員）

森 副 教 育 長
黒木 教育次長兼生徒指導総括監
宮田 教 職 員 課 長
永田 教職員課人事管理監（小中）
大山 義務教育課特別支援教育室長
紺屋 高 校 教 育 課 長
荒田 高校教育課学校教育ICT推進監
龍 保 健 体 育 課 長
中村 社 会 教 育 課 長
南 文 化 財 課 長
川上 総 務 福 利 課 企 画 監
波之平 総 務 福 利 課 長 補 佐

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
<p>議案第1号 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p>	<p>鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p>
<p>議案第2号 令和4年度鹿児島県学校保健，学校安全，学校体育及び学校給食表彰に係る優良学校等の決定について</p>	<p>令和4年度の鹿児島県学校保健，学校安全，学校体育及び学校給食表彰に係る優良学校等を決定しようとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p>
<p>議案第3号 鹿児島県立図書館協議会委員の任命について</p>	<p>鹿児島県立図書館協議会委員の任期満了に伴い，次期の委員を任命しようとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p>

会 議 要 旨

1 開会

2 会議の公開等について

報告第5号並びに議案第2号及び第3号並びにその他(4)については、非公開で審議する旨教育長から発議があり、全会一致で議決された。

3 令和4年度第8回教育委員会定例会会議録について

令和4年度第8回教育委員会定例会の会議録について、承認する旨、教育長から発議があり、全会一致で議決された。

4 教育長報告

報告第1号 予算議案の作成に関する知事への意見申出について (令和4年度12月補正予算案)

- 一 令和4年度12月補正予算案のうち教育に関する事務に係るものについて、知事から意見を求められたので、その内容及び教育長の臨時代理により差し支えない旨回答したことについて 一

〈総務福利課長補佐が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(原之園委員) 資料の1-6ページについて、本年の給与勧告のポイントに職員給与が民間給与を下回っていると記載がある。今回の引き上げにより、職員給与は民間給与と同額になるのか、同額以上になるのか。

また、期末手当・勤勉手当の引き上げが4.40月とあるが、ここ数年ではいつぐらいの水準の数字になるのか。

(教職員課長) 人事委員会勧告によると、職員給与については民間給与と比較して0.25%下回っており、今回初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。

また、期末手当・勤勉手当について、今回0.1月分引き上げとなり4.40月となるが、令和元年が4.50月だったものが少しずつ下がり、昨年が4.30月、今回再び引き上げられて4.40月となっている。ここ10年で見ると少しずつ引き上げられ、令和元年の4.50月が一番高くなっている。

(総務福利課長補佐) 人事委員会勧告における官民格差について、今回の勧告においては、給料月額の民間との差額は906円で、率にすると0.25%であり、これを受けての改定となっている。

昨年度は、マイナス改定であり、0.92%減額で改訂であった。また、期末手当・勤勉手当の支給月数については、今回改定後4.40月になるが、平成29年度と同水準である。

(教育長) 異議がないので、報告第1号は了解いただいたものとする。

報告第2号 予算議案の作成に関する知事への意見申出について

(令和4年度12月補正予算案追加提案分)

- 一 令和4年度12月補正予算案追加提案分のうち教育に関する事務に係るものについて、知事から意見を求められたので、その内容及び教育長の臨時代理により差し支えない旨回答したることについて ー

(総務福利課長補佐が資料に沿って説明)

(質疑)

(島津委員) 送迎用バスの安全装置は具体的にはどのようなものなのか。また、全国で一律の装置を整備するのか。

(特別支援教育室長) 安全装置は、運転手が車内に児童生徒が残っていないか確認した上でバスを離れるようにするために、エンジンが停止した時にバスの最後尾に設置した警報器が鳴るようになっている。バスの運転手が最後尾まで行き警報器を止めない限り、音が鳴り続けるという仕組みになっている。

この装置については今後ガイドラインが示される予定であり、全国一律同じものではなく、ガイドラインに沿ってそれぞれの都道府県で導入を検討していくことになる。

(島津委員) 全国一律同じシステムではなく、各地域ごとにどのようなシステムを使うかを決められるということか。

(特別支援教育室長) そのとおり。本県の特別支援学校は同じ安全装置にする予定である。他県とは違うものになる可能性もある。

(桶谷委員) 安全装置について、運転手がバスの後ろまで行き、ボタンを押さなければ音が鳴り止まない仕組みということか。

(特別支援教育室長) 運転手がバスのエンジンを切ったときに音が鳴り、後ろの座席にあるスイッチを押すと警報器の音が止まるというものである。この装置を導入するかどうかについては、今後検討していく。

(桶谷委員) 子供ではなく運転手にしっかりと確認させるための装置という理解でよろしいか。

(特別支援教育室長) そのとおりである。

(教育長) 異議がないので、報告第2号は了解いただいたものとする。

**報告第3号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について
(財産の取得について議決を求める件)**

- 一 財産の取得について議決を求めることについて、知事から意見を求められたので、その内容及び教育長の臨時代理により差し支えない旨回答したることについて ー

(高校教育課学校教育ICT推進監が資料に沿って説明)

〈質疑〉

(島津委員) 教員が1人1台タブレットを持つということだが、これを活用することが重要であり、今後どのように活用できるようにしていくかの計画や、1年間どのように活用されたかという評価が必要ではないかと思うが、どのように考えているのか。

(学校教育ICT推進監) 高校教員のICT活用については、現在総合教育センターでICT活用に関する研修会を実施するとともに、ICT支援員を各学校に派遣し、授業での活用や機器の操作等について支援をしたりしている。その他、教職員支援機構が作成している教科への活用に関する動画等の情報提供に努めている。このような教員の支援や研修を引き続き実施していきたいと考えている。

タブレットの配備は、今年度中に実施する予定であるが、高校での活用状況を定期的に把握し、より活用が図られるよう進めていきたい。

(原之園委員) 今年度中にタブレットを配備する予定とのことだが、高校入試等で多忙な年度末も迫っているため、なるべく早い段階で配備されると、教員も計画的に準備ができるのではないかと思う。

(学校教育ICT推進監) 現時点では3月中の配備を予定しているが、入試や年度末の異動にも配慮して配備されるよう業者と調整してまいりたい。

(教育長) 異議がないので、報告第3号は了解いただいたものとする。

**報告第4号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について
(鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
制定の件)**

- 一 鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、知事から意見を求められたので、その内容及び教育長の臨時代理により差し支えない旨回答したことについて

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(原之園委員) 資料の4-25ページについて、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるとのことだが、具体的に4-7ページと4-11ページの表ではどこに該当するのか。

(教職員課長) まず、4-7ページの教育職給料表(二)とは、高校と特別支援学校の教員に適用される給料表であり、大学卒業かつストレート採用の初任給に当たるのが2級1号給の208,000円である。ここが3,400円上がっているということである。若年層にあたる35歳程度までが、給料が引き上げられることになる。それ以降の経験の長い教員は、給料月額が変わらない。

4-11ページの教育職給料表(三)とは、小・中学校の教員に適

用される給料表であり、大学卒業かつストレート採用の初任給に当たるのが2級13号給の208,000円で、先ほどと同じ増額改定であり、初任給及び若年層について引き上げられたものである。

(島津委員) 給料表は、報告第4号に伴う改正で令和4年第4回県議会定例会で条例案が可決された後、令和4年4月1日に適用される。議案第1号は本日決定ということになると思うが、決まる前に数字が確定していたという理解でよろしいか。

(教職員課長) 給料表については、条例の改正であり、昨日の議会で議決された。それに関連する教育委員会に関わる給与の規則が、鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則と教育職員の給料調整額に関する規則であったため、本日教育委員会定例会に付議している。

(島津委員) 後付けで給料表を作成するという理解でよろしいか。

(教職員課長) 条例の一部改正に伴い、規則においても所要の改正を行うということである。

(島津委員) 順番が前後しているような気がする。議案第1号が議決される前に予算は決定しているということなのか。

(教育長) 人事委員会勧告に基づき給与の引き上げを行う。職員の給与については、月額条例で定められているが、調整額等の細かいものは規則に委ねている部分があり、それらを含めて予算は作られている。給与条例を改正するために議会に付議するのだが、給料の調整額の定めについては、教育委員会定例会で決定するため、併せて本日議決をしていただく。

条例と規則それぞれで定めているということと、全体として予算の中に含めているということを御理解いただきたい。

(教育長) 異議がないので、報告第4号は了解いただいたものとする。

5 議案

議案第1号 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 一 鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとする事について

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第1号は原案のとおり議決する。

6 その他

(1) 令和4年第4回県議会定例会の状況について

— 令和4年第4回県議会定例会に提案された議案や主な質疑事項等について —

〈副教育長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 楠隼校について、知事の答弁では共学化や全寮制廃止等は教育委員会で検討するという事になっている。このことについて、別の機会で構わないが、現時点での検討状況を教えていただきたい。

(高校教育課長) 初めての委員がいらっしゃるため、経緯を少しお話しさせていただきたい。楠隼中学校・高等学校は、県内初の中高一貫の男子校であり、大隅地域振興として肝属地区において、全寮制で県内から生徒を集めて6年間の教育をするため設置された。

現在8年目であるが、令和2年度に全寮制や男子校という部分を見直すのはどうだろうか、アンケートをとった。また、考え方を丁寧に説明し、地元の方々からは様々な賛否の御意見をいただいた。

現在、検討を始めてから2年が経過し、共学化を検討していると示した上で入学した2学年分の生徒の保護者に対しては、懸念点や疑問点を伺いながら、丁寧に説明しているところである。

いただいた御意見としては全寮制や男子校という特色がなくなるのは早いのではないかと、多様性があった方がいいのではないかと等、両方の意見があるため、整理しながら引き続き丁寧に説明していきたい。現在、いつからどのように始めるか等はまだ決まっておらず、保護者に対しても同様にお知らせしている。

(馬場委員) 不登校の現状に関連して、不登校の児童生徒にもタブレットは配布されているのか。

また、現在リモート授業を実施していると思うが、不登校の生徒が学校に行けない場合に、リモート授業への参加を促すようなことはあるのか。また、タブレットを利用した不登校の児童生徒の学習支援等は何か実施しているのか。

(学校教育ICT推進監) 小・中学校の場合は、不登校の児童生徒にもタブレットを配布しており、不登校の児童生徒の学習活動が、学校において認められている。

高校の場合は、タブレットの配備を段階的に行っているが、授業の成立要件があり、リモートでの学習を受けた場合に出席として認めるかどうかという問題がある。実際には画一的にリモート授業での対応が認められているわけではなく、その学校や生徒の事情により行われている。

(馬場委員) 実際にタブレットを使用してリモートの授業を受けている児童生徒はどのくらいの割合いるのか。

(学校教育ICT推進監) 具体的な数値等は把握していない。

- (原之園委員) 教育機会確保の施策の在り方等に関する検討委員会について、外国籍の方や中学校で学びが深められなかった方等に対しては、様々な受け皿が必要でないかと思う。
検討委員会においては、夜間中学の場所や設置主体、スケジュール等どのように検討されたのか。
- (副教育長) 1回目の検討委員会では、夜間中学の設置に関するニーズ調査の結果をしっかりと分析し、どのように考えればよいのかを語り合った。調査では、130あまり夜間中学に行きたいという回答があったが、そのニーズは多様であり、委員御指摘のように一つの施策では対応しきれないのではないかと、夜間中学だけではなく、多様な施策を考えていくべきではないかという御意見があった。
また、現在不登校対策として各市町村で設置している教育支援センターや校内の別室を活用した学習支援の充実、フリースクールとの連携等を考えていくべきではないかという御意見もあった。
場所や設置主体、スケジュール等については、第1回の検討委員会では検討する段階には至らなかった。
- (桶谷委員) 部活動の地域移行について、先日優秀教職員表彰を受けた教員とお話をさせていただき、部活動の指導も非常に一生懸命されていらっしゃる教員が多いと感じた。
部活動の地域移行は、働き方改革のために必要なことであると思うが、教員の戸惑いもあられるという現場の声を聞いたため、ぜひ現場の教員のお気持ちも組んでいただき、検討を進めていただきたい。
- (保健体育課長) 部活動の地域移行について、スポーツ庁のガイドラインに示されているが、地域における指導を希望する教員については、兼職兼業の手続き等を経て、地域の指導者の1人として地域スポーツ活動や地域文化活動に携わることができるような仕組みとなっている。
- (島津委員) 県域教育用アカウントが一時閲覧可能となった事例について、本来見てはいけない人に情報が見られたということは問題ではあると思うため、しっかりと原因追求に努めていただきたい。設定の確認をするのと同時に、機器の操作等に長けた人によるチェックを徹底した方が良いと思う。
今回のようにアクセスの仕方を知っている人もいるため、確認の体制を整えていただきたい。
政府がサイバーセキュリティ上の調査をランダムに実施しており、私の会社のネットワークに一般の人が簡単にアクセスできることを指摘してくれたことがある。そのように、専門的にチェックできる人が、常時確認していく必要がある。
- (学校教育ICT推進監) セキュリティについて、民間も含め多面的にチェックできるような対応を進めていきたいと考えている。
- (馬場委員) 今後不具合が生じた場合に原因追及ができるよう、システム管理をしている方には作業状況をしっかりと記録に残していただき

たい。

〈質疑終了〉

(2) 「スポーツ振興かごしま基本方針」に基づく生涯スポーツの推進の方策の改訂について

- － スポーツ振興かごしま基本方針に基づく生涯スポーツの推進の方策の改訂の目的、骨子案等について －

〈保健体育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 「マイライフ・マイスポーツ運動」は独自のネーミングだと思うが、とても良いと思う。平成25年に設定し、10年経過して改定するというところで、数値目標が令和14年度となっているが、10年という期間は長すぎると思う。

国は5年ごとに基本計画を作っており、近年、ライフサイクルの変化するスピードが早くなっているため、もう少し期間を短くして数値目標を定めた方が良いと思うが、どのように考えているのか。

(保健体育課長) スポーツの実施率について、計画期間における数値目標は、前回は10年であったため、今回も10年後の姿を捉える計画で定めた。県の教育振興基本計画の中にも10年後の姿という記載があり、参考にした。

数値目標については、この骨子案の中で今後内容を肉付けする際に、間を空けず細かい目標設定を考えていきたい。

(桶谷委員) 数値目標の実施率は、アンケート等で調査するのか。また、どの年代も一律の数値目標なのか。

(保健体育課長) スポーツ実施率については、県総合体育センターが3年に1回スポーツに関する調査を行っており、それに沿って年代別に10歳刻みの男女について調査をする。アンケートに答えていただき、実施率を集計している。

〈質疑終了〉

(3) 鹿児島県指定文化財の指定解除について

- － 鹿児島県指定文化財について、国指定文化財への指定に伴い、県文化財保護条例の規定により県指定が解除されたことについて －

〈文化財課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

7 教育長報告

報告第5号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)

8 議案

議案第2号 令和4年度鹿児島県学校保健, 学校安全, 学校体育及び学校給食表彰に係る優良学校等の決定について
(非公開)

議案第3号 鹿児島県立図書館協議会委員の任命について
(非公開)

9 その他

(4) 令和5年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)文部科学大臣表彰の被表彰候補者の推薦について
(非公開)

10 閉会